

大津町 産後ケア事業のご案内

出産後、心身のケアが必要な方、育児の不安がある方を対象に、産後ケア事業を実施します。

利用できる方

次の全てに当てはまる方で、大津町がこの事業による支援が必要と認めた方が対象となります。

(感染性疾患にかかっている、医師による医療が必要と診断されている場合などは利用できません。)

- 大津町に住所を有する産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- 心の不調、身体の不調があり、専門職のケアや指導が必要な方
- 家族等から、家事や育児の支援が受けられず、専門職のケアや指導が必要な方

内容、利用料金など

助産師さんの訪問ケア

(訪問型)

・助産師が自宅へ訪問し、授乳などの指導や、沐浴、乳房ケア、育児全般の相談に応じます。

- ◆利用回数 5回まで
- ◆利用期間 産後1年間

医療機関での宿泊ケア

(宿泊型)

・町が契約している医療機関に宿泊し、沐浴、乳房ケア、育児全般の相談に応じて、産後の母体の回復を支援します。

- ◆利用回数 6泊まで
- ◆利用期間 産後4ヵ月未満

実施機関

訪問型

☆お母さんと赤ちゃんのための桐原よし子助産所

桐原 良子助産師 電話 070-2337-4596

☆助産院 陽(ひなた)

金津 陽子助産師 電話 090-3077-0405

☆未来助産院

和田 洋子助産師 電話 090-4993-2595

宿泊型

☆菊陽レディースクリニック 電話 096-213-5656

■利用料金と流れ

自己負担金(円)	訪問型(1回2時間内)	宿泊型(1泊)
町民税 課税世帯	1,000円	3,000円
町民税 非課税世帯	300円	1,000円
生活保護世帯	0円	0円

①利用の申請

詳細は健康保険課母子保健係へおたずねいただくか、町ホームページをご確認ください。

②申請内容の確認

申請内容を確認し、利用期間や料金などを決めていきます。

③利用の決定

不安を感じていることや心配されていることなどをおたずねし、支援内容を検討します。

④事業の利用

利用を開始します。希望する実施機関と調整し、利用します。

町では、子育て世代包括支援センターを開設し、助産師が相談に応じています。
お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 大津町 健康保険課 母子保健係 (子育て・健診センター内)
☎ 096-294-1075